

医療労働者に「定期的・社会的」検査の実施を！

愛知県医労連が

愛知県（1/14）、名古屋市（1/22）に

「医療・介護・福祉労働者のPCR検査実施を求める緊急要請書」を提出！

愛知県知事 大村 秀章 殿

2021年1月14日

愛知県医療介護福祉労働組合連合会
執行委員長 渡邊 一

医療・介護・福祉労働者のPCR検査実施を求める 緊急要請書

県民のいのちと健康を守るためにご尽力いただいていることに対し心より敬意を表します。

私たち医療・介護・福祉の職場で働く仲間は、新型コロナウイルス感染拡大の中でも、自らの感染リスクの恐怖と対峙しながら懸命に働いてきました。

とりわけ、「新型コロナウイルス感染者受入れ」を行っている病院においては、11月以降の第3波による急激な感染者増による入院治療者の増加により、厳しい勤務条件が日増しに強まっています。入院病床が逼迫する中では、新たな受入れ病床の体制の整備が自治体から強く要請されています。しかし、もともとどの医療機関も慢性的な人手不足であり、病床から応援看護師を送り出し、コロナ病床の勤務につき、ワンクールしてまた元の病棟に戻るというケースもあり、感染源になってしまう懸念を抱えています。看護師らは常に自分が感染源になってしまうことを恐れ、徹底した自粛を行い、家族や友人との付き合いも極力控え、精神的な負担は限界にきています。

看護師らは感染拡大の危険は一般の人たちより高いのは承知していますがせめて、安全・安心して働くためにPCR検査の実施を切望しています。

愛知県が県民のいのちを守るために、医療・介護・福祉労働者のいのちをまもるためにも感染拡大を防止する対策として療・介護・福祉労働者のPCR検査の実施・定期的な実施を切望します。*2020年8月28日「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」通知の活用に基づいて対応してください。

記

1、医療・介護・福祉労働者の定期的なPCR検査を義務付け、公費で負担すること。陽性時の賃金保障が確保されること。

2、地域に感染拡大がみられる場合、地域の関係者を幅広く検査を実施すること。

愛知県医労連は、1月14日愛知県知事あて、1月22日名古屋市長あてに「緊急要請書」を県の「感染症対策課」に提出しました。

県内第3波の「新型コロナウイルス感染症」拡大は広がる一方で、日々の新規感染者数も3百人を超え、「現感染者数」も3千人を越え、入院受入れ病床の逼迫と、現感染者数の5割を超える「自宅療養者」を抱える深刻な状況となっています。

国や県の要請に応え、新たな「コロナ感染者」受入れ病床の新設や増設を行う医療機関も増えつつある中、多くの医療機関で、院内感染やクラスター発生を起こしているにもかかわらず、「コロナ患者受入れ病棟」で働く職員は元より、全職員を対象とした感染確認検査（PCR検査等）を行っていない実態が報告されています。もちろん、個々人の感染の有無を正確に確認しようとすれば、いつ感染し、発症するかわからない状況にあるため、毎日、職員の感染検査を行う必要があります。しかし、その為には莫大な経費が必要であり、少なくとも、医療労働者の安全と安心を確認するために定期的な「社会的検査」を実施することが本人や家族の安心にもつながり、ひいては、院内感染対策としても重要です。全国の自治体では、本格的に医療労働者や介護労働者への「社会的検査」を自治体

の責任で実施しているところも増加しています。その為の予算も、国の「臨時交付金」を使うことが出来る

制度となっており、自治体がコロナ感染対策としての施策として決めれば実現できることです。また、いくつかの自治体では補助金が無くても、自治体の責任で、自治体の持ち出し負担で実施を決めたところもあります。県医労連は愛知県と名古屋市に対し、医療・介護・福祉労働者への社会的検査実施を要請しました。

*参照「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定—2020/8/28）に基づく通知

『〇感染者が多発している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請する。また、地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、現に感染が発生した店舗、施設等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であることを明確化し、都道府県等に対して、積極的な検査の実施を要請する。』

☆全国で取り組みが始まった 「医療労働者」への PCR検査等の情報

沖縄県、医療・介護従事者に定期PCR検査 月1回4万人

毎日新聞 2020年11月25日 21時52分 (最終更新 11月25日 21時52分)



沖縄県庁＝那覇市泉崎1で2019年3月1日、
道藤孝彦撮影

重症化リスクの高い人の新型コロナウイルス感染を防ぐとともに医療提供体制を維持するため、沖縄県は2021年1～3月、県内の医療施設と介護施設の従事者約4万人を対象に月1回、PCR検査を実施することを決めた。25日開会した県議会定例会に提出した補正予算案に、必要な経費5億9800万円を盛り込んだ。県によると、医療・介護従事者の定期的なPCR検査実施は全国的に珍しいという。

玉城（たまき）知事は「医療・介護施設におけるクラスター（感染者集団）の発生を未然に防ぐため、エッセンシャルワーカーに戦略的なPCR検査を実施する」と述べている。

沖縄県内では7月以降、病院や介護施設など計9施設で新型コロナのクラスターが発生。高齢者や患者らが死亡する事例が相次いだほか、感染したり、濃厚接触者と認定されたりした医師や看護師らが出勤できなくなり、医療提供体制にも影響した。

県によると、想定しているのは約270カ所の医療施設と約3500カ所の介護施設で、月1回、PCR検査を実施する。【竹内望】

定期PCR検査、実施1割 広島県内のコロナ受け入れ48病院

2020/10/26 22:29



広島県庁

広島県が打ち出した新型コロナウイルス感染症を受け入れる病院での医師や看護師への定期的なPCR検査で、対象となる48機関のうち、現段階で取り組んでいるのは1割の4機関にとどまることが26日、分かった。県はインフルエンザとの同時流行が懸念される秋からの全面開始を目指していた。検査の人手や機器の確保が課題となっている。

定期検査は月1回が基本で、院内感染の防止や、医療従事者が安心して働ける職場環境づくりを狙った。県は対象者を医師や看護師、事務職員たちと見込み、機器や試薬の購入費を全額補する予算として5億6500万円を用意。検査の労力は各機関に担ってもらう枠組みとした。

よると48機関には、感染を疑われる人が検体を取る専門外来「帰国者・接触者外来」と、感染する感染症指定医療機関や協力病院がある。このうち4機関は9月から順次検査を開始し、残る37機関では動きがないという。

十分な理由として、臨床検査技師などの人手不足や検査機器を置く場所の確保が、広がらなければ外部機関への委託も選択肢に加えるかどうかを検討は「各機関に負担が掛からないよう、どう支援できるか考える」として

事務連絡
令和3年1月22日

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、年末から新規感染者数の増加傾向が強まり、依然として高い水準となっています。また、新規感染者のうち高齢者の数も多く、これに伴う入院者、重症者の増加により、医療提供体制や公衆衛生体制への負荷も増大している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への検査については、これまでも「高齢者施設等への検査の再徹底等について（要請）」（令和2年12月25日付け事務連絡）などにより、高齢者施設等の入所者や従事者に対する検査やクラスターが発生している地域における感染が生じやすい場所・集団等に対する検査について、積極的な実施をお願いしているところです。

今般、こうした検査を実施する際の検体プール検査法や抗原簡易キットの取扱い等をお示ししますので、これらの検査方法による実施も含め、下記のとおり、一層の取組を推進していただきますようお願いいたします。

【以下の内容のポイント】

- 医療機関・高齢者施設等において幅広く検査を実施する場合の検査法として、
 - 複数の検体を混合して同時にPCR検査等を実施する検体プール検査法、
 - 結果が陰性であった場合も感染予防策の継続を徹底すること等一定の要件下における無症状者に対する抗原簡易キットの使用
 の2つを、行政検査として新たに実施可能といたします。
- 新たな検査方法による実施も含め、積極的な実施の検討をお願いします。

1. 高齢者施設等に対する検査の引き続きの徹底について

高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制への負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や早期対応が一層重要である一方、高齢者施設等における集団感染が依然として発生しています。こうしたことから、引き続き、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等に対する重点的な検査について、対応の再徹底をお願いいたします。

- 高齢者施設等の発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や、陽性者が発生した場合に当該施設の入所者及び従事者全員を原則対象とした検査が速やかに実施されるよう、取組の徹底を図ること。（11月19日付け事務連絡関係）
- 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いして（9月15日付け事務連絡、11月16日付け事務連絡）、特に直近1週間中で規模以上のクラスターが複数発生している地域では、11月20日付け事務連絡で示した優先順位も踏まえて、高齢者施設等やクラスターが発生している地域に存在する、感染が生じやすい（三密環境等）、感染があった場合に地域へ拡大しやすい（不特定多数との接触）場所・集団に積極的な検査を実施することについて、取組の徹底を図ること。（11月20日付け事務連絡関係）